

公益財団法人日本ライフ協会の

民事再生法に基づく再生手続き開始申立を受けての会長声明

平成28年2月17日

三重県司法書士会 会長 笠原文比古

報道によると、平成28年2月1日、公益財団法人「日本ライフ協会」は大阪地方裁判所に民事再生法に基づく再生手続き開始の申立を行った。

同法人は、平成14年6月、三重県津市で設立された日本ライフコンサルタント協会（14年9月、三重県がNPO法人の認可）の流れをくみ、「身寄りのない高齢者や障がい者のための「みまもり家族事業」と称する公益事業（病院への入院・施設入所時の身元保証、危篤時や死亡後の知人への連絡から葬儀・納骨までの支援事業）を実施し、平成22年7月に内閣府より公益財団法人としての認定を受け利用者から預託金を集めていたが、預託金を本来の目的外の事業に流用した結果、4億8018万円（平成28年1月19日時点）の不足額を生じさせた。

同法人の公益認定申請書には、上記の「みまもり家族事業」は利用者及び同法人並びに専門家（弁護士、司法書士等）の三者間で契約を行い、専門家が同法人とは独立して預託金を管理する契約を締結するとされており、専門家が関与することで預託金の適切な保全・管理が図られることが公益認定の前提となっていた。しかし、同法人は、この前提に反して公益認定直後から利用者との二者契約を締結して預託金を自ら管理していたうえ、公益財団法人であることを錦の御旗とし利用者を拡大していった。これらは公益法人法制の制度趣旨である「民間による公益の増進」への国民の信頼を欺くものであったといわざるを得ない。

地縁や血縁の結びつきが希薄になり少子高齢化が進んだ現在の我が国において、日本ライフ協会のサービスを頼りに、なけなしの財産を預託した高齢者や障がい者にとっては、同法人がこのような事態に陥ったことで、切迫した生活不安を引き起こしていることと懸念する。

三重県は、日本ライフ協会の設立地でもあり、その利用者の数は多いと思われるが、2月9日に大阪市内で行われた同法人の債権者説明会によると「みまもり家族事業」は継続するとしながら、全従業員を2月末に解雇すると矛盾した説明を行っており、利用者の不安を解消する説明にはなっていないばかりか、平成28年2月11日現在をもっても、上記説明会の案内等詳細は日本ライフ協会のホームページに告知もされておらず、情報を知らない利用者や利用者関係者の存在も想像される。ましてや利用

者の中には、既に判断能力が減退し事態を把握できない利用者も想像され、適正手続からとり残される可能性すらありうる。

よって、当会は、公益財団法人日本ライフ協会の再生手続に対し、債権者となる全ての利用者が手続に参加できるよう正確な情報の開示を強く求めるとともに、厚生労働省及び三重県に対して、同種の事業を行う団体に対する預託金の管理状況の調査、指導を求める。